

指定特定相談支援事業所ハートブリッジのご案内

○事業目的

利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とします。

○運営方針

利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

また、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

また、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。

また、指定計画相談に関する関係法令等を厳守し、指定計画相談支援を実施します。

○事業実施地域

西濃圏域（大垣市、海津市、揖斐川町、大野町、池田町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町）

○営業日及び営業時間

毎週月曜日から金曜日

（日曜日、国民の祝日、8月15日、12月31日から1月3日までは原則休業日）

午前9時00分～午後4時00分



○サービス内容

① サービス等利用計画の作成

- ・利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等と概ね毎月1回面接し、経過を把握します。
- ・サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。



- ・指定障害者福祉サービス等の利用者負担額合計額を毎月算定し、利用者等及び当該障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
 - ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。
- ③ サービス等利用計画の変更
- ・利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

○ご利用までの流れ

①	お問い合わせ	利用を検討される方やご相談がある方はセンターまでお気軽にお電話下さい。
②	ご相談	サービス利用の申し込みやご案内をします。ご希望があれば、施設見学や体験利用の申し込みも対応します。必要な情報の提供やアドバイスを行います。
③	受給者証の申請	住所地の市町村福祉課に「障害福祉サービス受給者証」の申請を行っていただきます。
④	受給者証の交付	ご自宅に受給者証が送られてきます。
⑤	利用契約	サービス利用計画書案の作成
⑥	サービスの利用開始	各サービスの利用開始。

《所在地》

相談支援事業所ハートブリッジ

〒503-2121

岐阜県不破郡垂井町94番地の1

電話：0584-22-4555

FAX：0584-22-4779

